

再審法改正を求める意見書

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済は法治国家としての信頼を維持するために喫緊の課題である。また、えん罪を防ぎ、その被害を迅速に回復することは、地域住民の人権を守る責務を有する地方自治体にとっても重要な意義を持つ。再審制度とえん罪に関する問題は、国民の誰もが関わり得る重要なテーマであり、現行の再審法の課題を早急に是正する必要がある。

現状の再審制度は刑事訴訟法に規定されているが、通常の刑事裁判と異なり、具体的な審理の進め方についての規定が不十分である。このため、再審請求の審理が長期化し、えん罪被害者が無実を証明する機会を大きく妨げている。

また、再審を求める被害者や弁護側が捜査機関の保有する証拠を利用できる仕組みも整備されていない。現行法には、証拠開示を義務付ける明確な規定がないため、被害者の救済が著しく遅れている。

さらに、再審開始が決定されても、検察官による不服申立てが相次いでおり、再審手続きが長引き、えん罪被害者の速やかな救済を阻害している現状がある。

えん罪被害者を迅速かつ確実に救済するため、以下の事項を含む刑事訴訟法を改正すべきである。

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月6日

神奈川県中井町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	関 口 昌 一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
総務大臣	村 上 誠一郎	殿
法務大臣	鈴 木 馨 祐	殿